

令和3年度 基地対策に関する要望書

令和2年7月

埼玉県基地対策協議会

構成県市町（1県14市町）

埼玉県、狭山市、朝霞市、川越市、所沢市、飯能市、
入間市、和光市、新座市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、
ふじみ野市、毛呂山町、越生町

令和2年7月17日

令和3年度基地対策に関する要望書

埼玉県基地対策協議会

会 長	埼玉県知事	大 野	元	裕
副会長	狭山市長	小谷野		剛
〃	朝霞市長	富岡	勝	則
〃	埼玉県副知事	砂川	裕	紀
理 事	川越市長	川合	善	明
〃	所沢市長	藤本	正	人
〃	飯能市長	大久保		勝
〃	入間市長	田中	龍	夫
〃	和光市長	松本	武	洋
〃	新座市長	並木		傑
〃	坂戸市長	石川		清
〃	鶴ヶ島市長	齊藤	芳	久
〃	日高市長	谷ヶ崎	照	雄
〃	ふじみ野市長	高畑		博
〃	毛呂山町長	井上	健	次
〃	越生町長	新井	雄	啓
〃	埼玉県企画財政部長	堀 光	敦	史

基地対策に関する要望

埼玉県には米軍所沢通信施設、米軍大和田通信所及び米軍キャンプ朝霞（米軍アンテナ地区）、並びに航空自衛隊入間基地、陸上自衛隊朝霞駐屯地及び防衛省情報本部大井通信所等の自衛隊基地があります。これらの基地は、いずれも県南の人口密集地域に所在するためまちづくりの障害となっています。

平成23年3月の東日本大震災における人命救助活動や救援物資の輸送、令和元年東日本台風による大雨に伴う災害派遣など、各種災害支援において自衛隊が果たす役割は大きく再認識されています。しかしながら、航空自衛隊入間基地や県境近くに所在する米軍横田基地を離着陸する航空機は、日常かつ広範囲に深刻な騒音被害をもたらしています。平成11年に自衛隊機が狭山市内の市街地隣接地に墜落し、平成28年4月に入間基地所属の自衛隊機が鹿児島県内の山中に墜落するなど、基地周辺の住民は絶えず航空機事故の危険にさらされています。さらに、平成16年に起きた米軍所沢通信施設でのディーゼル燃料流出事故をはじめ、基地内で発生する事故は、周辺住民に「基地内で起こる事故の不安と脅威」を強く印象づけるとともに、沖縄をはじめ米軍基地が所在する地域では環境汚染や米軍人による不祥事が依然として発生しています。

このように、基地の存在及びその運用に伴う諸問題が地域の生活環境の整備・改善に対するさまざまな障害となって立ちまわっています。国におかれては、これまでも種々の施策を講じられていますが、生活環境の保全を求める住民の声に十分応えきれていない状況です。

さらに、かつての米軍基地であったキャンプ朝霞跡地及びジョンソン基地跡地が留保地として残されています。留保地については、平成15年度に国が「原則利用・計画的有効活用」へ基本方針を転換したことを受け、平成20年度に地元地方公共団体が策定した基地跡地利用計画に沿った跡地整備が進められることとなっています。しかし、地方公共団体が住民の期待に応え基地跡地を取得し利用していくことは、財政的に大きな負担となることが避けられません。

平和安全法制の運用については、住民の生命・身体・財産に大きな影響を与えることから、国からの十分な情報提供や地方公共団体

への意見聴取が不可欠です。

令和3年度の予算編成や施策決定に当たっては、基地対策関係予算を他の一般行政施策に係る財政措置と同一視することなく、所要の予算額を確保されるとともに、基地による多大な影響を受けている住民並びに地方公共団体の実情を十分御賢察いただき、要望事項の実現について格別の御配慮を賜りますよう要望いたします。

目 次

1 米軍基地について 1

- (1) 米軍基地の縮小・返還又は共同使用を促進すること。
要望先：防衛省・外務省
- (2) 米軍所沢通信施設の全面又は一部返還並びに空閑地の有効活用を促進すること。
要望先：防衛省・外務省
- (3) 米軍キャンプ朝霞の全面返還を促進すること。
要望先：防衛省・外務省
- (4) 在日米軍再編について、適宜情報提供を行うこと。
要望先：防衛省・外務省

2 基地跡地について 3

- (1) 基地跡地の利用については地元の跡地利用計画を採用するとともに、跡地内に土壤汚染等が確認された場合には国が除去する等、環境対策には特段に配慮すること。
要望先：財務省・防衛省
- (2) 返還国有地の処分に当たっては低廉な価格とすること。
要望先：財務省
- (3) 基地跡地は適正に管理するとともに暫定使用に配慮すること。
要望先：財務省

3 航空機騒音に対する防音工事について 7

- (1) 住宅に対する防音工事（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（以下「法」という。）第4条）を拡充すること。
要望先：防衛省

- (2) 公共施設等に対する防音工事（法第3条第2項・第8条）の補助対象施設の拡大、補助金額並びに助成額の増額等を行うこと。

要望先：防衛省

4 基地周辺整備について 10

- (1) 障害防止対策を拡充すること。

（法第3条第1項）

要望先：防衛省・外務省

- (2) 民生安定施設整備一般助成の補助対象事業の拡充、補助金額の増額等を行うこと。

（法第8条）

要望先：防衛省

- (3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額及び対象事業の拡大を行うこと。

（法第9条）

要望先：防衛省

- (4) その他基地周辺整備事業を拡充すること。

（法第6条・第7条・第13条）

要望先：防衛省

5 基地運用について 14

- (1) 航空機による騒音を軽減すること。

要望先：防衛省・外務省・環境省

- (2) 騒音問題が生じる米軍飛行場での艦載機訓練を実施しないよう米軍に求めること。

要望先：防衛省・外務省

- (3) 基地の運用に関する情報の十分な提供を行うとともに基地に関する地元地方公共団体の意向に配慮すること。

要望先：防衛省・外務省

- (4) ペトリオット・システムの運用に関して特段の配慮を行うこと。

要望先：防衛省

- (5) 災害時における自治体からの救援物資や応援職員の搬送について自衛隊機の使用を検討すること。

要望先：防衛省

6 航空機の安全飛行及び基地の安全管理について……20

- (1) 航空機事故の再発防止に努めること。

要望先：防衛省・外務省

- (2) 航空機の安全飛行の実施を徹底すること。

要望先：防衛省・外務省

- (3) 基地内の安全管理を徹底すること。

要望先：防衛省・外務省

7 基地交付金、調整交付金について …………… 23

- (1) 基地交付金を増額すること。

要望先：総務省・財務省

- (2) 基地交付金の対象資産を拡大すること。

要望先：総務省・財務省

- (3) 調整交付金を増額すること。

要望先：総務省・財務省

- (4) 基地周辺の騒音補正評価額に対する救済措置を検討すること。

要望先：総務省・財務省

8 重要影響事態安全確保法及び平和安全法制について … 25

- (1) 重要影響事態安全確保法の運用に当たっては、地方公共団体へ適時・的確な情報提供に努めるとともに、その意向を尊重すること。

また、住民生活に影響を与えることのないよう配慮すること。

要望先：内閣官房・防衛省・外務省

- (2) 平和安全法制の運用に当たっては、積極的に情報提供を行うこと。

要望先：内閣官房・防衛省・消防庁

9 日米地位協定について…………… 27

日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について適切な改善を行うこと。

- (1) 米軍基地の機能変更、閉鎖、移転、返還等の検討に当たっては、あらかじめ地元地方公共団体に情報提供と協議する旨を明記すること。

要望先：防衛省・外務省

- (2) 米軍基地の防災対策については、万全の措置を講じること。

要望先：防衛省・外務省・環境省

- (3) 米軍基地の返還に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、適切な措置を講じてから返還するよう日米両政府が責任をもって対処すること。

要望先：防衛省・外務省・財務省・環境省

要 望 事 項

【要望事項】

1 米軍基地について

- (1) 米軍基地の縮小・返還又は共同使用を促進すること。
- (2) 米軍所沢通信施設の全面又は一部返還並びに空閑地の有効活用を促進すること。
- (3) 米軍キャンプ朝霞の全面返還を促進すること。
- (4) 在日米軍再編について、適宜情報提供を行うこと。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 縮小・返還又は共同使用の促進

要望先：防衛省・外務省

県内及び周辺に残存する米軍基地については、関係する自治体への影響及びその実情を十分考慮し、基地機能の縮小を促進すること。また、県内に残存する米軍基地については、その全部又は一部返還若しくは地元との共同使用も合わせて促進すること。

(2) 米軍所沢通信施設の返還等の促進

要望先：防衛省・外務省

米軍所沢通信施設は、市街地中央部に位置し都市計画上の障害となっていることや、現代の通信機器等の発達などを鑑みると通信業務にあのような広大な敷地は不要と思われることから、基地全面返還を促進すること。

また、全面返還までの当面の措置として、部分的な返還及び基地内の空閑地の有効利用について特段の配慮を行うこと。

(3) 米軍キャンプ朝霞の返還の促進

要望先：防衛省・外務省

米軍キャンプ朝霞は、市街地中央部に位置していることから、都市計画上障害となっている。

今後は計画的なまちづくりの推進、特に周辺施設等の整備計画並びに住民への開放を早急に進める必要があるため、基地全面返還を促進すること。

また、全面返還までの当面の措置として、部分的な返還について特段の配慮を行うこと。

(4) 在日米軍再編についての情報提供

要望先：防衛省・外務省

在日米軍再編については、関係地方公共団体に重大な影響を及ぼすことから、適宜情報提供を行うこと。

【現状：埼玉県内の米軍基地】（令和2年4月1日現在）

名 称	所 在 地	面 積
所沢通信施設	所 沢 市	約 96.6ha
キャンプ朝霞	和 光 市	約 11.8ha
大和田通信所	新 座 市 東京都清瀬市	約119.8ha (新座市分約95.1ha)
合 計		約 228.2ha (埼玉県分：約 203.5ha)

【現状：市街地に広がる米軍所沢通信施設】



【要望事項】

2 基地跡地について

- (1) 基地跡地の利用については地元の跡地利用計画を採用するとともに、跡地内に土壤汚染等が確認された場合には国が除去する等、環境対策には特段に配慮すること。
- (2) 返還国有地の処分に当たっては低廉な価格とすること。
- (3) 基地跡地は適正に管理するとともに暫定使用に配慮すること。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 地元の跡地利用計画の採用等

要望先：財務省・防衛省

ア 留保地は平成15年7月までの長期間、原則留保とされ、例外的にし
か公用・公共用の利用が認められていなかった。その中で地方公共団体
はこの方針に従い、取得の都度、国と協議を行ってきた。

しかし、平成15年7月、留保地の取扱いについて「有効活用」に方
針が転換され、地方公共団体は新たな利用計画の策定、及び計画に基づ
く整備推進が求められることとなった。埼玉県内では、平成20年6月
までに利用計画の策定が必要な各市において、利用計画の策定が完了し
ている。

以上の経緯から、基地跡地の利用に当たっては、当然のことながら地
元地方公共団体の利用計画を採用すること。

イ 跡地の利用に当たっては、事前に留保地の土壤汚染及び支障埋蔵物並
びに生態系の現況調査が必要である。その結果によっては計画に沿った
整備や留保地の価格に大きく影響を与えることから、国において基礎調
査を進め、その結果を公表すること。

また、土壤汚染や地下埋蔵物が確認された場合は、国において除去す
ること。

ウ 平成20年度に、キャンプ朝霞（北地区）跡地の一部で、基準を超え
る鉛やダイオキシン類等の土壤汚染物質と飛散性アスベストの存在が確
認された。

アスベスト除去処理は一部区域にとどまっております、また、土壌汚染対策も調査後の除去処理方針については未定である。このままでは周辺の住民に対し、不安を与え健康を損なうような懸念もあることから、土地所有者である国の責任において、早急に基地跡地全体のアスベスト除去処理及び土壌汚染対策を行うこと。

- エ 航空自衛隊入間基地に隣接しているジョンソン基地跡地（旧東町側留保地）については、防衛省において災害対処拠点等施設及び自衛隊病院としての活用に向けた整備が進められている。留保地の利用については地元地方公共団体の利用計画の採用が前提であることから、地元の意向に十分配慮するとともに、周辺住民が安全かつ安心して暮らせるよう、生活環境の維持・向上を図ること。

（２）処分制度及び財政措置

要望先：財務省

- ア 留保地に係る国の方針が「有効活用」へ転換されたことに伴い、留保地の処分条件については、他の国有地の処分条件より厳しくしていた平成元年の通達が廃止され、昭和54年の処分条件に戻ったところである。

しかしながら、基地を抱える地方公共団体及び地元住民は、これまで、基地が存在することにより地域発展の阻害、生活環境の破壊及び行政上の損失等、有形無形の被害を受忍してきており、昭和54年の処分条件ではなお不十分であると考えている。

したがって、こうした特別な事情を十分勘案し、留保地等返還国有地の処分に当たっては、次の事項の実現を最優先するべきである。

- （ア）地方公共団体が利用する場合は、国有財産法等の優遇措置を適用するなど極力低廉な価格とすること。なお、分割取得制度や延納制度については、長期の期限とし、延納利率についても特別の措置を講じること。
- （イ）地方公共団体以外が購入、利用する場合、国においては、地元地方公共団体と十分協議し、土地利用条件のほか地元地方公共団体の意向を入札条件に盛り込むなど、地元のまちづくり及び住環境の保全に支障をきたさないようにすること。
- （ウ）基地跡地は首都圏に残された貴重な緑地であり、地球温暖化に対する環境改善効果や災害に対する防災拠点としての効果が期待されている。加えて、基地跡地は基地騒音の緩衝地となっている箇所もあることから、返還財産留保地を緑地や公園として整備するに当たっては、国有財産法第22条を直接適用し無償貸付とするか、若しくは、旧軍港市転換法と同様に譲渡をすること。
- （エ）道路については、基地跡地周辺地域の利便性の向上に寄与するものであるため、道路用地の先行取得及び整備を認めること。

(オ) 留保地の有効活用を推進するに当たっては、省庁間の十分な連携を図り、防音工事対象区域内の全住宅、事業所及び店舗の防音工事を実現すること。

イ 跡地整備をする上で必要な道路、上下水道等の公共施設の整備には、短期間に巨額の財政負担を要するため、国において特別の財政措置を講じること。

(3) 跡地の管理における配慮

要望先：財務省

ア 基地跡地については、残存する施設等の撤去を進めるとともに、処分されるまでの間、除草、樹木の剪定、清掃などを毎年定期的を実施するなど適正に管理し、犯罪の温床や汚染・火災等の発生源とならないよう万全の措置を講じること。

また、疑わしい残存物を発見した場合は、安全を確保した上で、速やかに地元自治体に情報提供を行い、必要な調査を行うとともに、土壌汚染や地下埋蔵物が確認された場合は国において除去すること。

イ 緑地帯、公園、駐車場等を必要としている地元地方公共団体から要請があった場合には、地元地方公共団体への基地跡地の長期の管理委託や一時使用について特段の配慮を行うこと。

ウ 国が暫定利用する場合には、地元の意見を積極的に取り入れ、地域の実状に十分配慮すること。

エ 市が国から、一時使用の土地の借上げをする場合の契約金額については、市が民間から借り上げている価格と大きくかい離しているため、近傍類地と同様の価格とし、市の財政負担の軽減に配慮すること。

【現状：埼玉県内の基地跡地】

(令和2年4月1日現在)

名称	所在地	接收面積	未返還面積	返還面積	未利用面積
所沢基地跡地	所沢市	299.2ha	96.6ha	202.6ha	0.5ha
キャンプ朝霞跡地	朝霞市 和光市	431.1ha	11.6ha	419.5ha	20.4ha
ジョンソン基地跡地	狭山市 入間市	415.2ha	0ha	415.2ha	13.0ha
合計		1,145.5ha	108.2ha	1,037.3ha	33.9ha

【参考：基地跡地処分関係法令等】

適用法令	基地跡地を公園に整備する場合	対 象
国有財産法	普通財産は、次に掲げる場合においては、これを地方公共団体…に 無償で貸し付けることができる。 一 公共団体において、… 公園 、…の用に供するとき（第22条）	全国で 2千公園 以上
返還財産の処分条件について （平成15年通知）	処分する面積の3分の2について無償貸し付け、残りの3分の1について時価売払い	朝霞市 和光市 新座市 狭山市 入間市他
1 旧軍港市転換法 2 旧軍港市転換法に基づく国有財産の処理等について （昭和53年通知）	1 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認める場合においては、…その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し 普通財産を譲与しなければならない。 （第5条） 2 …一般的には、当該財産が概ね次に掲げるような施設の用に供される場合に 譲与するものとする。 （イ） 公園 （第11(1)ロ(イ)）	横須賀市 呉市 佐世保市 舞鶴市
1 沖縄振興特別措置法 2 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法	1 国は…沖縄振興計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体等に対して、 無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付ける ことができる。（第109条） 2 国は…総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体等に対して、 無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付ける ことができる。（第25条）	沖縄県

【要望事項】

3 航空機騒音に対する防音工事について

- (1) 住宅に対する防音工事（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（以下「法」という。）第4条）を拡充すること。
- (2) 公共施設等に対する防音工事（法第3条第2項・第8条）の補助対象施設の拡大、補助金額並びに助成額の増額等を行うこと。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 住宅に対する防音工事（法第4条）の拡充

要望先：防衛省

ア 住宅防音事業の対象区域については、区域外の住民からも多くの苦情が寄せられている現状を踏まえ、第一種区域の指定基準を航空機騒音環境基準値である70WECPNL（以下「W値」という。Lden値：57dB）へ引き下げるとともに、航空機連続離着陸訓練等の現実に即した区域指定の見直し等により、その対象区域を早期に拡大すること。

また、航空自衛隊入間基地の対象区域については、次期輸送機（C-2）の配備が決定された場合においても、速やかに騒音調査結果に基づいて見直しを実施すること。

イ 現在の対象区域の境界を道路、河川、鉄道、字界等で区分されるよう配慮すること。

ウ 対象区域の新たな指定・解除に当たっては、事前に地元地方公共団体と協議するとともに地元住民にも直接説明すること。

エ 住宅防音工事希望届の届出等について、インターネットを利用して届出ができるようにするなど、住宅防音工事の申請手続き及び提出書類の簡略化を検討するとともに、住宅防音工事の概要や手続きについて、改めて国において周知すること。

オ 第一種区域指定に係る告示日以後、当該区域内に新築された住宅についても防音工事の対象とすること。

中でも、区画整理事業、再開発事業などの公共事業に伴い、告示年月日以前から当該公共事業区域に居住し換地処分等により新たに指定区域

内に転入した世帯に対して特段の配慮を行うこと。

カ 工事対象住宅に対する防音工事を早期に完了させること。

キ 外郭防音工事は、85W値（Lden値：70dB）以上の区域にとどめることなく施工すること。また、住宅防音工事は、世帯人員に係わらず全ての居室を施工し、ペアガラス、使用するサッシの質の向上等、工事の質の向上や施工内容の拡充・改善を積極的に行うとともに、防音工事実施期間中の仮住居の制度を設けること。

また、全室防音工事実施期間中の仮住居の制度を設けること。

ク 住宅防音工事を施工した室内の木製建具等は、経年の使用による摩耗等で故障が多発していることから、防音サッシと同様に補修費等の国庫負担を制度化すること。

ケ 事業所、事務所、店舗等も日常業務に支障をきたしていることから、当該施設の執務に係る部分を対象に加えて、住宅との格差を是正すること。

コ 空気調和機器の機能復旧工事費を全額国庫補助とするとともに、老朽化により著しく機能が低下したものについては、設置後経過年数に関係なく復旧工事を早急に実施すること。

また、現行では故障時の対応が万全でないため、国において予備費を設けるなど緊急時の対応を充実すること。

サ 空気調和機器及び防音建具機能復旧工事について、2回目以降も対象とすること。

シ 空気調和機器稼働費補助金事業については、助成対象範囲を年金生活世帯まで拡大するとともに、補助限度額の引上げ及び対象期間の拡大を行うこと。

また、太陽光発電システム設置に対し早期の助成をするとともに、防音工事施工済み世帯全戸に拡大すること。

（２）公共施設等に対する防音工事の拡充等

要望先：防衛省

ア 学校・病院等防音事業（法第3条第2項）

（ア）防音工事対象施設の範囲を拡大するとともに、防音機能復旧工事の補助率の引上げを早急に検討すること。

（イ）防音事業関連維持事業については、全額国庫補助とし、保守管理経費についても補助対象とすること。

また、防音事業関連維持費のうちガス料金の補助対象期間を年間を通したものとすること。

さらに、補助金の申請手続きを簡素化すること。

(ウ) 学校環境衛生基準を参考にして、基地周辺の学校施設への防音工事の助成に係る採択基準を緩和すること。

イ 民生安定施設整備事業（防音助成）（法第8条）

(ア) 防音助成対象施設の範囲を拡大するとともに、基準限度額・音響緩和限度額の引上げを早急に検討すること。

(イ) 防音機能復旧工事の補助割合と補助限度額の引上げを検討すること。

(ウ) 民生安定施設について、その維持管理費の負担措置を講じること。

【現状：狭山市住宅街上空を滑走路に進入する自衛隊航空機】



【要望事項】

4 基地周辺整備について

- (1) 障害防止対策を拡充すること。
(法第3条第1項)
- (2) 民生安定施設整備一般助成の補助対象事業の拡充、補助金額の増額等を行うこと。
(法第8条)
- (3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額及び対象事業の拡大を行うこと。
(法第9条)
- (4) その他基地周辺整備事業を拡充すること。
(法第6条・第7条・第13条)

《要望事項の内容及び説明》

(1) 障害防止対策（法第3条第1項）の拡充

要望先：防衛省・外務省

ア 電波障害防止対策

航空機の飛行に伴う地上デジタルテレビ放送の電波受信障害対策については、受信料などの維持費に関する補助の制度化を図ること。

イ 基地内雨水等流出抑制対策

米軍所沢通信施設、防衛省情報本部大井通信所及び陸上自衛隊朝霞駐屯地その他新河岸川流域内に所在する各基地については、国の施策でもある新河岸川総合治水対策に沿って、基地内に雨水貯留施設を設置するなど、雨水流出抑制対策を一層進めるよう配慮すること。

また、局所的な豪雨が発生した場合でも基地外へ雨水及び汚水が流出することのないよう、基地内の雨水浸透能力及び汚水排水施設能力の向上を図ること。

さらに、国等が設置した基地外への雨水排水管等既存の施設についても老朽化に伴う改修や修繕管理に当たっては特段の配慮を行うこと。

ウ 電波障害防止イーズメントの区域の早期解除

米軍所沢通信施設隣接地の電波障害防止イーズメント（基地周辺の建築物の高さ制限）の区域の早期解除を米軍に求めること。

（２）民生安定施設整備事業（一般助成）の拡充等

要望先：防衛省

ア 補助割合又は限度額の引上げ（法第 8 条）

地方公共団体の財政状況が逼迫している中、新規事業を立ち上げる事が困難となっていることから、事業の補助割合又は限度額の引き上げなどを検討すること。

イ テレビ受信料減免区域の拡大

航空機による騒音障害がテレビ受信料減免区域外にも及んでいることから、区域を拡大すること。

ウ 基地対策に係る補助制度への助成

航空機の飛行直下の地域は騒音やテレビの受信障害の影響で生活環境の悪化が著しく、移転を検討している住民も少なくない。基地周辺住民の民生安定を図るため、航空機騒音やテレビ受信障害に対し、見舞金制度を創設し、関係自治会を通じて地域住民の支援を行っている地方公共団体がある。このような取組に対して国の助成を講じること。

エ 財産処分

財産処分の手続きについては、平成 20 年 7 月 28 日付「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について（通知）」で、承認手続きの一層の弾力化及び明確化が図られてきた。また、処分制限期間についても平成 12 年度財務省令の改正に伴い短縮されたが、それ以前に建築した施設についても改正後の耐用年数を用いるよう制度を改善すること。

オ 補助事業対象の拡大

認定こども園の整備や市町村防災行政無線の更新工事等を新たに補助事業の対象とするなど、地域の実情に合わせて補助事業の対象を拡充すること。

カ 補助事業の採択

一部事務組合は、市町村から独立した組織体であるため、その補助事業の採択にあたっては、構成市町村への民生安定事業補助の採択状況を一切鑑みることなく、採否を判断すること。

キ 補助対象区域の拡大

防衛施設の存在そのものが起因となり、自衛隊車両、航空機及びヘリコプター等の通過、射撃演習などによる騒音、振動、交通渋滞など市民生活全般に広く影響を及ぼしていることは明らかである。現行制度によ

り関連防衛施設付近に限られた対象区域を、防衛施設が所在する市町内全域に拡大し、民生安定事業を実施すること。

ク 防衛施設周辺におけるNHK放送受信料の補助制度（防衛施設周辺放送事業）の見直しへの対応

防衛施設周辺放送受信事業の見直しについて、世帯及び事業所のテレビ視聴環境の実態に即した適切な対応を行うこと。また、本事業の見直しに関する説明及び問合せ等への対応は、国の責任において実施すること。

（３）特定防衛施設周辺整備調整交付金（法第9条）の増額等

要望先：防衛省

ア 交付金の増額及び交付金交付対象施設の拡大

交付金の増額及び整備対象範囲を拡大するとともに、条件（要件）の緩和を検討すること。

イ 特定防衛施設の拡大

通信施設（キャンプ朝霞、所沢通信施設、大和田通信所、大井通信所など）については、広大な面積を有し、周辺地域の開発に及ぼす影響が大きく、都市計画上も支障をきたしていることを考慮し、法第9条に定める特定防衛施設として指定すること。

また、陸上自衛隊朝霞訓練場は、他の演習場と同様に砲弾を用いた演習に使用され、加えて飛行場ではなくても、恒常的にヘリコプターの運用に使用されていることから、特定防衛施設として位置付け、調整交付金の対象とすること。

ウ 早期の交付決定と一括内示

年度後半の内示では適切な事業の執行ができないことから、年度当初に交付額を一括内示すること。

エ 財産処分

防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産処分基準について、申請手続きの原則では、財産処分の内、交換は補助対象財産と他人の所有する他の財産を対象としているが、所有者が同一の財産も交換の対象とすること。

また、申請手続きの特例（包括承認事項）にある財産処分は、施設又は設備であるが、土地も対象とすること。

（４）その他の基地周辺整備事業（法第6条・第7条・第13条）の拡充

要望先：防衛省

ア 緑地・緩衝地帯整備（法第6条）

国が買い入れた土地については、樹木の剪定や除草を毎年定期的かつ

早期に実施するなど、周辺住民に迷惑がかからないよう適切に管理すること。

イ 国が買い入れた土地の無償使用（法第7条）

道路や自治会館用地など、土地の無償使用に係る施設の範囲を拡大すること。

ウ 損失の補償（法第13条）

（ア）農耕阻害損失補償について、補償区域の拡大及び補償額の引上げを行うこと。また、補償事務委託金については、算出根拠を明確にするとともに、委託事務に相当する額を確保すること。

（イ）航空機騒音の影響で一般事業所の電話での会話に支障をきたしていることから、基本料金を損失補償するなど対象事業の拡大を検討すること。

【現状：防衛施設周辺整備関係補助金等】

（単位：千円）

年 度	障害防止・防音 工事（3条）		民生安定事業 （8条）		特定防衛施設周辺整 備調整交付金(9条)	
	件数	補助金額	件数	補助金額	件数	交付金額
22年度	8	414,552	2	24,724	9	165,490
23年度	10	351,716	1	15,462	14	244,064
24年度	10	385,227	6	126,654	8	217,681
25年度	12	360,337	1	30,392	10	234,789
26年度	9	344,100	4	71,917	8	213,477
27年度	6	794,819	6	361,178	11	220,015
28年度	7	292,632	5	83,904	9	220,385
29年度	8	457,469	5	259,786	11	223,131
30年度	4	204,013	8	518,050	11	216,465
令和元年度	6	499,763	5	610,350	10	214,473

※ 埼玉県基地対策協議会構成市町への補助金等の合計

【要望事項】

5 基地運用について

- (1) 航空機による騒音を軽減すること。
- (2) 騒音問題が生じる米軍飛行場での艦載機訓練を実施しないよう米軍に求めること。
- (3) 基地の運用に関する情報の十分な提供を行うとともに基地に関する地元地方公共団体の意向に配慮すること。
- (4) ペトリオット・システムの運用に関して特段の配慮を行うこと。
- (5) 災害時における自治体からの救援物資や応援職員の搬送について自衛隊機の使用を検討すること。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 航空機等騒音の防止措置などによる騒音の軽減

要望先：防衛省・外務省・環境省

ア 航空機騒音

(ア) 埼玉県環境部が実施した令和元年度の航空機騒音調査結果によると、航空自衛隊入間基地では8地点中2地点で、航空機騒音に係る環境基準を超過している。また、米軍横田基地の測定4地点では環境基準の超過は観測されなかった。

また、狭山市環境経済部環境課の調査では、航空自衛隊入間基地の南北合わせて4地点のうち、2地点で航空機騒音に係る環境基準を超過している。

環境基準の早期達成を図るため、低騒音機への機種変更・飛行回数
の制限など実効ある対策を推進すること。

(イ) 令和元年度の航空自衛隊入間基地の年間の管制回数は約18,390回、1日平均約49回である。また、米軍横田基地も多数の離着陸回数を観測している。このため、連続離着陸飛行訓練を極力制限

するとともに、特に早朝、夜間等、飛行自粛時間帯の飛行訓練を中止すること。

- (ウ) 基地周辺地域住民の騒音被害を軽減するため、災害救助等緊急の場合を除き平日の午後5時から午前8時の間及び土曜日、日曜日及び祝祭日の飛行を中止すること。

また、やむを得ず飛行する場合は、短時間で飛行を終了するよう配慮するとともに、実施内容について、速やかに地元地方公共団体に情報の事前提供を行い、周辺住民に対しても登録制のメール配信等、直接周知できるような手段の構築も検討されたい。

- (エ) 児童・生徒の良好な授業環境を保つため、小中学校等の授業時間中における飛行訓練については極力制限すること。

特に、小中学校等の入学式や卒業式をはじめとする公式行事を行う日の航空機の飛行訓練については中止を継続し、要務飛行についても配慮すること。

- (オ) 市街地、学校及び病院等施設の上空での低空飛行は、極力制限すること。

また、航空自衛隊入間基地及び米軍横田基地を離着陸する航空機が、住宅防音工事対象区域を外れて飛行することがないよう運航方法に配慮すること。

加えて陸上自衛隊朝霞駐屯地、米軍所沢通信施設及び大和田通信所周辺は、住宅密集地域に近接し市街地にあることから、近隣住民からの苦情もあり、離着陸訓練を含むヘリコプター運用には特段の配慮を行うこと。

- (カ) ヘリコプターは比較的低空で飛行し、通常航空機の航路とも異なり、住民からの苦情が特に多いことから、騒音や振動、風圧等を緩和するための飛行高度や離着陸方法を検討すること。

- (キ) ホバーリング（空中停止）等、一般の航空機とは異なる特殊な飛行形態をとっているヘリコプター騒音に対する特別な対策基準を設け、防音対策事業の実施を検討すること。

- (ク) エンジンテストは、最小限度とするとともに、夜間を行わないこと。

特に、YS-11等の消音装置が使用できない機種種の早朝及び午後5時以降のエンジンテストは、住宅地から離れた場所や屋内等での実施、低騒音機種への更新など、騒音の低減策を講じ、周辺住民に配慮すること。

- (ケ) オスプレイについては、飛行時間帯や飛行高度などについて日米合同委員会合意事項を順守するよう米側に申し入れ、騒音など生活環境への配慮を行うこと。

- (コ) 飛行場内に消音装置、遮音壁及び騒音緩衝林を設置するなど、騒音防止措置を積極的に講じること。
- (サ) 陸上自衛隊朝霞駐屯地には学校施設が隣接していることから、防音壁の設置等、騒音を軽減するための対策を検討すること。
- (シ) 土日の体験搭乗の飛行を削減すること。

イ その他の騒音

陸上自衛隊朝霞駐屯地内の射撃訓練場は、住宅密集地域に近接し市街地にあることから、その使用に当たっては騒音が外部に漏れないよう対策を講じること。

(2) 米軍飛行場での艦載機訓練の中止

要望先：防衛省・外務省

艦載機訓練、特に夜間離着陸訓練については、住宅隣接地域など騒音問題が生じる米軍飛行場で実施しないよう米軍に求めること。

また、低空飛行訓練についても、騒音や重大な事故につながる恐れがあることから、人口密集地域では実施しないよう米軍に求めるとともに、実施に当たっては関係地方公共団体に事前に情報提供すること。

(3) 基地関連情報の提供及び地元地方公共団体への配慮

要望先：防衛省・外務省

(基地関連情報の提供)

ア 関係地方公共団体に対し、基地施設や編成部隊の変更、兵器の換装更新等の十分な関連情報（目的、機能、効果等）については、事前に提供すること。また、住民への影響が大きいと思われるものについては、住民に対してもあらかじめ直接説明すること。

イ 在日米軍関係者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、日米合同委員会合意に基づき、適切に情報提供するよう米軍に求めること。

ウ 基地内施設の改修及び新設に際しては、事前に地元地方公共団体等に対する情報提供を徹底するとともに、地元の要請に十分配慮すること。

エ 基地における演習訓練等の実施に当たっては、実施主体である基地自らがホームページ等により情報提供を行うほか、連絡窓口の体制を充実し、周辺住民に不安を与えないよう誠意ある対応に努めるとともに、引き続き県及び地元地方公共団体へ文書により速やかに情報提供すること。

特に、騒音の激しい演習を行う時は、周辺住民に対し周知徹底を行うこと。

オ 米側から十分な情報提供がなされる仕組みが確立するまでは、国

の責任においてオスプレイの離着陸の状況を把握し、速やかに関係自治体に情報提供すること。

カ 平素から連絡体制の確立に努めるとともに、万一、基地に関連する事故が発生した場合は、直ちに関係及び周辺地方公共団体に情報提供するとともに、専用回線を設置するなど連絡窓口を設置すること。

(地元地方公共団体への配慮)

キ 航空機騒音について、測定箇所の増設を行うこと。また、航空機騒音が周辺住民に与える影響について早急に実態調査を行い、関係地方公共団体に情報提供するとともに、抜本的改善対策を講じること。

ク 航空機による大気汚染について、エンジンテスト時や離陸時に航空機から大量に排出される排ガスが、滑走路に隣接する住民の健康に及ぼす影響を調査するとともに、影響が認められる場合は、国の責任において対策を検討すること。

また、光化学スモッグが発生した場合は、地域住民の健康を害するおそれがあるので、連続離着陸訓練等の飛行を中止すること。

ケ 大宮駐屯地内の化学学校では、住民に不安を与えるNBC（核・生物・化学）兵器の開発、搬入等を行わない方針を厳守すること。

コ 陸上自衛隊朝霞駐屯地内の中央即応集団司令部のあった建物に、新たな部隊が入るなど基地機能の強化や日米地位協定（2-4-b）による米軍提供施設の拡大とならないようにすること。

サ 陸上自衛隊朝霞訓練場において、観閲式が実施される場合は、航空機や車両の使用を最少限にとどめ、訓練等を含め騒音・振動や周辺交通に支障がないよう配慮すること。また、振動等により周辺施設等に汚損又は破損が発生した場合は、原形復旧を行うこと。航空機については、飛行高度など安全確保に十分努めること。また、周辺の地方自治体、施設及び住民に対し、事前にホームページの活用等により十分な情報提供を行うとともに、連絡窓口を設置するなどの対応を図ること。

シ 市街地における徒歩行進訓練等の実施に際しては、地元自治体との連携強化を図りながら事前に周知徹底や啓発活動を行うとともに、周辺住民に不安を与えないよう特段の配慮を行うこと。

ス 陸上自衛隊朝霞駐屯地に設置された陸上総隊司令部については、未だに不安を感じている周辺住民もいることから、活動状況等を地元自治体に情報提供するなど、特段の配慮を行うこと。

セ 航空自衛隊入間基地での消火訓練については、灯油の燃焼により黒煙が発生するため、近隣住民から問い合わせが寄せられている。このため、大気汚染や周辺への影響という観点から、訓練方法の変更等を検討するとともに、周辺住民への事前周知を徹底すること。

ソ 航空自衛隊入間基地における危機管理の向上及び西武池袋線稲荷山公

園駅に隣接する踏切の慢性的な交通渋滞を解消するため、鉄道敷の掘割化に取り組むこと。

タ 航空自衛隊入間基地で行われる航空祭等のイベントにおいて、周辺道路が非常に混雑し地域住民の日常生活に対し大きな影響を与えている。特に、平成25年の航空祭開催時には来場者が約32万人に上り、大変混雑したことから、いつ重大な事故が起きてもおかしくない非常に危険な状態であった。また、事前訓練飛行の際も、基地周辺には多くの見学者が訪れる。そこで、地元警察署と連携を図り、イベント当日及び事前飛行訓練日には交通整理員配置や交通規制、駐車場の確保等の渋滞緩和対策を講じるとともに、来場者等の安全を確保する対策を検討すること。

チ C-2及び次期電波情報収集機を入間基地へ配備する計画が示されているが、配備・運用前には地元自治体等への迅速な情報提供を行うこと。また、配備に伴い生活環境に影響が及ぶことがないよう特段の配慮を行うこと。

ツ 入間基地北側に複数敷設されている旧軍排水路については、経年劣化による事故のおそれがあることや民間の土地利用の支障になっていることから、国での所管を明確にするとともに、関係機関との早急な協議を実施し、この問題の解決に向けた進展を図ること。

テ 米軍所沢通信施設内におけるアンテナのメンテナンス等について、地元自治体として、周辺住民への説明等が生じることから、可能な限り速やかに工事等の目的、内容等の情報を提供するなど特段の配慮を行うこと。

ト 航空自衛隊入間基地の周辺において、地元自治体が道路を拡幅するなどの安全対策を講じる際には、基地用地の割譲等について特段の配慮を行うこと。

(4) ペトリオット・システムの運用に対する配慮

要望先：防衛省

ペトリオット・システムの訓練及び移動展開などの運用に当たっては、関係地方公共団体に対する事前の適切な情報提供及び事故防止等の安全管理を徹底し、周辺住民に不安を与えないよう特段の配慮を行うこと。

(5) 災害時における自治体からの救援物資や応援職員の搬送について自衛隊機の使用を検討

要望先：防衛省

災害時において、被災地からの要請により自治体が行う救援物資や応

援職員の輸送は迅速な対応が求められることから、自衛隊機を使用した搬送を検討すること。

【現状：航空機騒音調査結果】（出典：航空機騒音調査結果〔埼玉県環境部〕）

○航空自衛隊入間基地

数値は L den 値（dB）、網掛けは環境基準超過を示す。

区 分	入間基地南側			
年 度	康寿園 (所沢市 東狭山ヶ丘)	宮前小学校 (所沢市 東狭山ヶ丘)	所沢西高校 (所沢市 北野新町)	小手指小学校 (所沢市 小手指元町)
25年度	60	58	55	52
26年度	60	58	54	51
27年度	59	57	55	51
28年度	59	57	55	51
29年度	59	58	54	51
30年度	59	57	54	51
令和元年度	58	56	54	51

区 分	入間基地北側			
年 度	狭山緑陽高校 (狭山市 広瀬東)	綜研化学(株) 駐車場 (狭山市柏原)	柏原幼稚園 ⇒柏原小学校 (狭山市柏原)	老人福祉センタ ー宝荘 (狭山市柏原)
25年度	56	62	60	53
26年度	56	62	60	53
27年度	56	62	55	53
28年度	56	62	55	53
29年度	55	62	54	53
30年度	55	61	54	52
令和元年度	54	60	53	51

○米軍横田基地

区 分	横田基地北側			
年 度	金子小学校 (入間市 西三ツ木)	飯能南高校 (飯能市阿須)	加治東小学校 (飯能市岩沢)	飯能第一中学校 (飯能市双柳)
25年度	57	54	51	51
26年度	58	55	51	52
27年度	55	52	50	50
28年度	56	52	49	49
29年度	54	50	48	49
30年度	54	51	49	48
令和元年度	53	49	47	47

- ※ 各区分毎に4地点で調査を実施。
- ※ 柏原幼稚園の閉鎖に伴い、平成27年度から柏原小学校に移設。
- ※ 加治東小学校の令和元年度数値は参考値（令和元年9月11日頃に落雷により故障し、以降欠測）。

【要望事項】

6 航空機の安全飛行及び基地の安全管理について

- (1) 航空機事故の再発防止に努めること。
- (2) 航空機の安全飛行の実施を徹底すること。
- (3) 基地内の安全管理を徹底すること。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 事故再発防止の徹底

要望先：防衛省・外務省

平成11年の航空自衛隊入間基地所属航空機の墜落事故は、住宅密集地の隣接地で発生した事故であり、住民に強い衝撃を与えた。航空自衛隊入間基地周辺では、それ以前にも航空機事故が発生しており、さらには平成28年4月に鹿児島県内で航空自衛隊入間基地所属航空機の墜落事故が発生した。

さらには平成29年5月に陸上自衛隊北部方面航空隊所属航空機が北海道内の山中で墜落、平成30年2月に陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプターが佐賀県内の住宅地に墜落し、民家が全焼するなど、自衛隊機の事故が相次いでいる。

また、米軍機についても平成29年10月に在沖縄海兵隊所属ヘリコプターが沖縄県内で不時着・炎上する事故が発生し、その後も米軍航空機の不時着陸等が頻発している。

こうした状況の中、基地周辺の住民は大きな不安を抱えて生活をしている。基地周辺住民に不安を与えることがないよう平素から、航空機事故の再発防止に十分努めること。

(2) 航空機の安全飛行の徹底

要望先：防衛省・外務省

ア 平成29年12月に沖縄県宜野湾市内の小学校校庭に米軍ヘリコプターの窓が落下した事故は、基地周辺住民に大きな不安を与えた。さらに、令和元年8月には同型機が沖縄県東海岸沖に再度窓を落下させた。航空機による部品落下事故は、市街地上空で発生すると甚大な被害をもたらすおそれ大きい。部品落下事故を含むいかなる航空機事故(米軍及び自衛隊機)の発生も防止するため、航空機の整備実施体制の拡充や、配備後、相当の年数を経過した航空機に対する特別な整備を実施するなど、飛行前の整備点検を充実強化すること。

また、万が一部品落下事故等が発生した場合は、基地所在地のみならず飛行ルート等に関係する市町・住民へ適切な情報提供を行うこと。

イ 航空機の操縦士や整備士をはじめとした全ての飛行場関係者に対して、安全教育を徹底して実施するとともに、安全管理体制を強化するなど、安全飛行の実施を徹底すること。

ウ 事故発生時の被害の拡大防止や乗員の安全確保を図るため、内陸の住宅密集地域の基地である航空自衛隊入間基地や米軍横田基地での訓練飛行は制限すること。

エ 低空飛行訓練は、重大な事故につながるおそれがあるため、自衛隊機については中止するとともに、米軍機については国において県内での実態を明らかにし、低空飛行を行わないよう米軍に求めること。

オ 航空自衛隊入間基地を取り巻く市街地の現状を考慮し、航空祭等における飛行展示や曲技飛行については最小限に止め、重大事故につながる市街地上空での低空飛行展示は行わない等、安全飛行を徹底すること。

カ 米海兵隊のMV-22オスプレイに関しては、米国ハワイ州で発生した着陸失敗事故もあり、未だに不安を感じている県民もいることから、安全飛行を徹底することはもちろんのこと、県民や地元自治体に対して、国の責任においてオスプレイの安全性を十分説明すること。また、運用全般について正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

キ 平成30年7月2日、米空軍のCV-22オスプレイが訓練のため本県に飛来し、離着陸を行った。地元自治体に一切説明がないまま、日米合同委員会合意で避けることが原則となっている学校や病院、人口密集地の上空での低空飛行訓練や当該地域での離着陸訓練が行われていたことは極めて遺憾である。

米軍横田基地に配備されたCV-22オスプレイについては、国の責任において運用に関する具体的内容や安全性並びに今後の追加配備について、米側から情報提供を受け、関係自治体及び住民の理解が得られるよう事前に十分な説明を行うこと。

また、飛行時間帯、飛行高度や飛行経路、訓練を行う場所などについて日米合同委員会合意を順守するよう米側に申し入れること。

ク 令和2年3月28日に供用を開始した、市道3-1114号線（東西連絡道路）に近接している米軍所沢通信施設内のヘリパッド周辺には、米軍所属の航空機が継続的に飛来している。日米合同委員会合意の中で「低空飛行訓練の間、学校や病院、人口密集地などの上空を避けて飛行することは合衆国の航空機の標準的な慣行」とされていることから、当該合意事項を尊重するよう米側に申し入れること。

(3) 基地内の安全管理の徹底

要望先：防衛省・外務省

- ア 平成16年8月31日に発生した米軍所沢通信施設におけるディーゼル燃料流出事故をはじめ、基地内において火災等の事故が起きることのないよう、安全管理体制の確立及び徹底を行うこと。
- イ 周辺環境に影響を及ぼさないよう基地内の除草や樹木の剪定などを定期的実施するなど適正な管理を徹底すること。
- ウ 陸上自衛隊朝霞訓練場における実包使用訓練の実施に当たっては、訓練場外への流弾事故等が発生しないよう、安全管理を徹底すること。
訓練に使用した実包等に含まれる鉛等により、周辺の土壌の汚染や公共用水域での水質汚濁、地下水の汚染といった環境への影響が懸念されるため、定期的に射撃場及びその周辺の土壌調査及び水質調査を実施し、結果を公表するとともに、必要に応じて環境保全のための措置を講じること。
- エ 陸上自衛隊朝霞訓練場における演習及び訓練の実施に当たっては、大規模な訓練等に自衛隊及び米軍が多く参加する際に、汚水が河川に流出し汚染することがないように、またその汚水の流出による悪臭発生などの影響が住民生活に及ばないように、施設管理を徹底すること。
- オ 異常気象等による予期できない被害に備え、基地内における安全管理体制の確立及び徹底を行うこと。
- カ 横田基地内の外周道路切替工事に伴って発生した土砂の所沢通信施設におけるたい積については、日本の法令を尊重し、土埃の飛散や土砂の流出などによる周辺環境への影響に最大限配慮するよう米軍に申し入れること。
- キ 米軍によって横田基地内で行われた外周道路切替工事において発生した土砂が、所沢通信施設に搬入され、施設内の一角にたい積されている。
当該土砂が搬入された区域については、通信業務という施設本来の業務以外の目的で利用されており、通信業務を行う上では必要がない未利用地と解することができることから、日米地位協定第2条第3項の規定に基づき、一部返還するよう米軍に対して働きかけること。
- ク 横田基地内の工事で発生した土砂の所沢通信施設への搬入について、米軍による当該土砂の土壌汚染調査が実施され、全ての特定有害物質において基準値以下であることは確認されているが、安全性をより確かなものとするため、日本国内法の規定に基づいた調査方法により、改めて国において土壌汚染調査を実施すること。国が調査を実施しないということであるならば、市による土壌汚染調査が実施できるよう米軍に働きかけをすること。

【米軍所沢通信施設

ディーゼル燃料流出事故(平成16年)】



【要望事項】

7 基地交付金、調整交付金について

- (1) 基地交付金を増額すること。
- (2) 基地交付金の対象資産を拡大すること。
- (3) 調整交付金を増額すること。
- (4) 基地周辺の騒音補正評価額に対する救済措置を検討すること。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 基地交付金の増額

要望先：総務省・財務省

ア 基地交付金は、基地の存在による特殊事情を勘案して、固定資産税の代替的性格に加え、住民福祉の向上及び基地の安定使用を確保するために交付されているものと理解している。

したがって、国においては、交付額が少なくとも固定資産税相当額となるよう基地交付金予算を大幅に増額すること。

イ 基地交付金交付額が固定資産税相当額に達していない場合は、不足分を地方交付税の特別交付税で補填するなどの措置を講じること。

ウ 基地交付金に係る対象資産の評価額等については、実情に合うように固定資産評価基準により算出される価格とすること（国有財産台帳価格と固定資産税評価額の評価水準、評価方法、評価の基準日等を統一すること。）。

エ 基地交付金は、基地が所在することによる地方公共団体の財政需要に対処するための財政補給金としての性格を有するとともに、この財政需要は地方公共団体の財政力にかかわらず発生するものであることから、いわゆる財源超過団体に対する基地交付金の減額措置については廃止すること。

オ 基地交付金の申請手続き等については、資産台帳の電算化を行うなど事務処理を簡素化すること。

(2) 基地交付金の対象資産の拡大等

要望先：総務省・財務省

ア 基地交付金の対象資産に自衛隊の隊舎、司令部等も加えるとともに、米軍と同様に基地を構成している全施設（土地・建物、航空機等）を基

地交付金の対象資産とすること。

- イ 基地返還後の基地交付金については、跡地の処分が確定するまでは、減額しないよう配慮すること。
- ウ 基地周辺において、国が買い上げた土地を基地交付金の対象とすること。
- エ 基地交付金の算出根拠について、明確に提示すること。

(3) 調整交付金等の増額

要望先：総務省・財務省

- ア 調整交付金は、米軍資産に対する固定資産税相当額を交付すること。
- イ 基地交付金、調整交付金は早期に交付すること。
- ウ 調整交付金の算出根拠について、明確に提示すること。

(4) 基地周辺の騒音補正評価額に対する救済措置

要望先：総務省・財務省

航空自衛隊入間基地周辺の土地については、航空機の騒音補正により評価額を減じていることから、固定資産税も減収となっているので、これに対する特別の救済措置を検討すること。

【現状：基地交付金及び調整交付金】

(単位：千円)

年 度	基地交付金(a)	固定資産税相当額(b)	割合(a/b)	調整交付金
平成22年度	1,345,060	5,548,254	24.2	12,340
23年度	1,443,758	5,241,106	27.5	11,766
24年度	1,498,137	5,291,068	28.3	11,375
25年度	1,490,450	5,181,211	28.8	11,860
26年度	1,469,363	5,066,142	29.0	11,936
27年度	1,478,711	5,083,891	29.1	11,884
28年度	1,508,618	4,809,921	31.4	11,792
29年度	1,513,556	4,848,288	31.2	11,954
30年度	1,515,897	4,911,226	30.9	12,099
令和元年度	1,486,710	4,759,195	31.2	12,318

※ 固定資産税相当額：対象資産価格×1.4%

【要望事項】

- 8 重要影響事態安全確保法及び平和安全法制について**
- (1) **重要影響事態安全確保法の運用に当たっては、地方公共団体へ適時・的確な情報提供に努めるとともに、その意向を尊重すること。**
また、住民生活に影響を与えることのないよう配慮すること。
- (2) **平和安全法制の運用に当たっては、積極的に情報提供を行うこと。**

《要望事項の内容及び説明》

(1) 重要影響事態安全確保法の運用に当たっての情報提供等

要望先：内閣官房・防衛省・外務省

- ア 重要影響事態安全確保法の運用に当たっては、地方公共団体の懸念の解消を図るためにも、平素から地方公共団体に対して積極的に情報提供を行うとともにその意見を聴取すること。
特に、地方公共団体に対する協力依頼の手続きなどについて明確に示すこと。
- イ 重要影響事態安全確保法第9条に基づく協力要請に当たっては、当該地方公共団体・民間事業者の意向を十分尊重すること。また、県内における協力依頼の状況など、必要な情報を適時・的確に提供すること。
- ウ 住民に不安を与えることのないよう、国において、重要影響事態安全確保法について住民に対して適切に広報等を行うこと。
- エ 後方地域支援としての基地利用等に当たっては、住民生活に影響が生じることのないよう配慮すること。
- オ 後方地域支援により、県内に所在する医療機関における住民に対する医療活動に支障が生じないよう配慮すること。
また、防衛医科大学校病院については、地域住民に不安を抱かせることのないように引き続き「防衛医科大学校の運営等に関する協定書」を遵守すること。

(2) 平和安全法制についての情報提供

要望先：内閣官房・防衛省・消防庁

平和安全法制の運用に当たっては、地方公共団体の懸念の解消を図るためにも、平素から地方公共団体に対して積極的に情報提供を行うとともにその意見を聴取すること。

【要望事項】

9 日米地位協定について

日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について適切な改善を行うこと。

- (1) 米軍基地の機能変更、閉鎖、移転、返還等の検討に当たっては、あらかじめ地元地方公共団体に情報提供と協議する旨を明記すること。
- (2) 米軍基地の防災対策については、万全の措置を講じること。
- (3) 米軍基地の返還に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、適切な措置を講じてから返還するよう日米両政府が責任をもって対処すること。

《要望事項の内容及び説明》

(1) 施設・区域の提供等（第2条）に当たっての情報提供等

要望先：防衛省・外務省

- ア 基地の機能変更、閉鎖、移転、返還等の検討に当たっては、あらかじめ地元地方公共団体に情報提供と協議する旨を明記すること。
- イ 基地の機能強化、恒久化につながる施設建設等を行わないこと。
- ウ 連絡将校の配置や基地機能の強化など、米軍基地の拡大化・恒久化につながるような組織改革等を行わないこと。
- エ 施設建設計画等については、米軍予算で行うものも含め、あらかじめ地元地方公共団体に情報を提供するとともに、その意向を尊重する旨を明記すること。
- オ 所沢通信施設内に「ソーラーパネル付き駐車場」の建設計画が米軍において検討され、設置、管理・運営する請負業者を募集していた。新たな施設建設は基地の恒久化に繋がりにかからないことから、国において米軍から早期にかつ正確に情報を得るとともに、地元地方公共団体に対する

確に情報提供すること。

カ 日米共同方面隊指揮所演習に係る限定使用財産の追加に当たっては、地元地方公共団体の意向に十分配慮するとともに、既に提供されている財産についても提供の必要性等を審査し、限定使用財産の追加及び米軍の自衛隊施設利用が恒常化しないよう努めること。

また、地元住民の不安解消や安全確保に十分配慮すること。

(2) 施設・区域に関する措置 (第3条)

要望先：防衛省・外務省・環境省

ア 貯油施設等基地の防災対策については、周辺住民の生命、財産を守り安全を確保するため、万全の措置を講じること。

イ 米軍は、施設及び区域が所在する地方公共団体に対し、事前の通知後の施設及び区域への立ち入りを含め、公務を遂行する上で必要かつ適切なあらゆる便宜を図ること。ただし、緊急の場合は、事前通知なしで即座の立ち入りを可能にする旨を明記すること。

ウ 基地に起因する事件、事故等が発生した場合、速やかに情報を地元地方公共団体に提供するとともに、二次災害防止の措置を取ること。また事後処理、原因究明、再発防止策を早急に確立し併せて情報を地元地方公共団体に提供すること。

エ 生活環境の保全等に係る環境条項を新たに設け、基地内において国内環境法令を適用するとともに、日米両国政府の責任において基地の特殊性に応じた措置を講ずること。

(3) 施設の返還 (第4条) に当たっての日米両政府の対処

要望先：防衛省・外務省・財務省・環境省

基地の返還に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば環境の浄化や障害物件の除去などの適切な措置を講じてから返還するよう日米両国政府が責任をもって対処すること。